

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「水とふれあう 快適生活」 計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

小美玉市

3. 地域再生計画の区域

小美玉市の全域

4. 地域再生計画の目標

小美玉市（平成18年3月27日に旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し誕生）は、茨城県のほぼ中央に位置し、人口約53,466人（平成19年4月1日現在）、面積は約140平方キロメートルで、霞ヶ浦湖岸北東に位置している。

霞ヶ浦に流入する河川としては、園部川、鎌田川、巴川、梶無川の4本がある。その流域に沿った低地には肥沃な水田と、台地には畑地と平地林が広がっており、池花池、高場池、中台池等大小の池がいたるところに点在している。池花池には毎年オオハクチョウ、コハクチョウやカモが飛来し、川にはフナ、ヤマベや希少種のタナゴ、メダカ等の魚類も生息している。

また、野には、狸、野兎、イタチや希少種のホンシュウカヤネズミ等の哺乳類や、キジ、ムクドリ、シシュウカラ、ウグイス、オナガドリ、コジュッケイや希少種であるイカルチドリ、カッコウ、フクロウ、ヤマセミ、カワセミ、オオタカ等の野鳥の姿を見ることができる。

主な産業は農業であり、稲作等の他、ニラ、イチゴが県の銘柄産地の指定を受けており、更にメロン、花卉等付加価値の高い農業への移行を進めているところである。

しかしながら、常磐自動車道やJR常磐線も整備され、都心まで100kmと通勤距離範囲内となったことにより、人口が増加の傾向をたどっている。また更に、生活環境の変化に伴い、家庭及び企業等からの生活排水処理の整備が十分でなく、生活雑排水等の流れ込みによって河川の水は汚染され、緑と大地との中で生きている生物達も年々減少している。

このため、生活排水等の污水处理施設をより一層整備することにより、生活

環境の改善を図るとともに、昔懐かしいふるさとのきれいな水を取り戻し、美味しい空気と米、イチゴ、メロン等の美味しい農産物の数々をつくりだす。そして、かわいい鳥や魚や昆虫が飛び交う自然環境の保全を推進し、子供たちが安心して水とふれあうことの出来る「水とふれあう 快適生活」と言うにふさわしい快適な生活づくりを目指していく。

目標 生活排水等の処理施設をより一層整備することにより、生活環境の改善を図るとともに、美しい空気と美しい農産物等を確保し、そしてかわいい鳥や魚や昆虫が飛び交う自然環境の保全を推進し、子供たちが安心して水とふれあうことの出来る「水とふれあう 快適生活」計画づくりを目指し、汚水処理人口普及率33%から46%に向上を図る。

また、計画水質としては、BOD流入水200mg/lを10mg/lに、SS200mg/lを15mg/l、T-N43mg/lを15mg/l、T-P5mg/lを1mg/lに抑え、放流水の水質確保を図り霞ヶ浦の浄化に努める。

更には、農業被害軽減効果として、現況収穫高481kg/10a当りを499/10a当りまでの収穫高増加率3.8%の増を図る。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

生活環境の向上や河川等の水質改善を図るため、公共下水道事業の現認可区域1,099.0haのうち、717.6haが整備済みとなっているが、上玉里地区上高崎地区の55.46haについて管路の整備を行う。巴中部地区については農業集落排水施設（管路及び汚水処理場）を整備する。また、公共下水道並びに農業集落排水事業へ取り込むことが出来ない家屋を対象に申請者を募り、合併浄化槽（市町村設置型）の普及向上を目指し、整備を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・・・・・・平成10年3月27日事業認可
 農業集落排水・・・・・・・・平成19年12月28日農計第1372号

【事業主体】	いずれも小美玉市		
【施設の種類の種類】	農業集落排水施設	公共下水道	合併浄化槽（市町村設置型）
【事業区域】	農業集落排水施設	小美玉市巴中部地区（1期分）	
	公共下水道	小美玉市上玉里、上高崎地区	
	合併浄化槽	小美玉市全域	
	（市町村設置型）		
【事業期間】	農業集落排水施設	平成20年度～平成24年度（1期分）	
	公共下水道	平成20年度～平成24年度	
	合併浄化槽	平成20年度～平成24年度	
	（市町村設置型）		
【整備量】	農業集落排水施設	○管路	（1期分9,990m）
	Φ100～200mm	補助分	L=8,380m
	Φ100～200mm	単独分	L=1,610m
		○汚水処理場	1ヶ所
	公共下水道	○管路	
		補助分	L=5,250m
		単独分	L=1,230m
		Φ75～400mm	6,480m
	浄化槽（市町村設置型）		110基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	6,137人
農業集落	845人
浄化槽（市町村設置型）	352人

【事業費】	農業集落排水施設	
	事業費	1,345,000千円
	（うち、交付金	672,500千円）
	単独事業	145,000千円
	公共下水道事業	

事業費	786,000千円
(うち、交付金	393,000千円)
単独事業	110,000千円

合併浄化槽（市町村設置型）

事業費	145,860千円
(うち、交付金	48,620千円)

総 合 計

事業費	2,276,860千円
(うち、交付金	1,114,120千円)
単独事業	255,000千円

5-3 その他の事業

地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

○コミュニティ活動団体の活用

河川の水質状況や現状の霞ヶ浦の水質汚濁に少しでも関心を持っていたくために、市と環境保全小美玉市民会議が主催となり、年2回（3月・10月）、市内全域の河川敷の清掃や道路沿いの缶・ごみ拾い等を、地域ごとに一斉に実施している、霞ヶ浦に流入する流域単位での住民主体による浄化運動を促進するため、流域の市民団体、行政等で構成する「探検隊連絡協議会」に市が参加し、水質調査や地域の自然、歴史などを学ぶ交流事業を実施している。

また、小学生を対象に、各家庭から出される水が、どのように処理場へ流れ込み、どのように処理され放流されているかなどを学び、水を上手に汚さなく使うためにはどうしたら良いかを考える機会となるよう、処理施設の見学会を随時実施している。

6. 計画期間

平成20年度～平成24年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に数値目標に照らし状況を調査、評価する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図る予定である。

尚、整備された汚水処理施設については、民間業者に管理を委託し、定期的な水質検査並びに維持管理等を徹底して行い、必要に応じて適切な措置をとる。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し